

南砺市定住奨励金制度

転入者または市内在住者で、交付要件を満たす方が住居を「新築」「購入」「リフォーム」した場合に奨励金を交付します。

●奨励金の対象、金額、加算

種別		転入奨励金		持家奨励金		リフォーム奨励金
対象		市外在住期間が5年以上の方が申請する場合		南砺市民または市外在住期間が5年未満の方が申請する場合		転入者と多世代で同居するために既存の住宅をリフォームする世帯が申請する場合
住宅の区分		新築	中古	新築	中古	—
補助率①		5/100	1/5	5/100	1/5	1/5
基本額(限度額)②※		100万円	60万円	100万円	60万円	60万円
加算	・市内業者利用(10万円)	○		○		○
	・南砺Uターン(20万円)	○	○	○	○	
	・実家近居(20万円)	○		○		
	・三世帯同居(30万円)					○
	・指定山間過疎地域 (基本額が1.5倍もしくは2倍)	○	○	○	○	

●計算方法 基本額(住宅購入額×①または②のどちらか低い方)＋加算額＝奨励金額

※新築の場合、2,000万円以上の住宅を購入した場合は一律100万円、中古の場合、300万円以上の住宅を購入した場合は一律60万円が基本額となります。

●交付対象者

・転入奨励金…南砺市に転入前、市外に直近5年以上住所があった方

転入した日から前後3年以内に住宅を取得した住居に住所を定めた方

・持家奨励金…⑦現在市内に住んでおり、新たに住宅を取得した方

⑦南砺市に転入前、市外に住所があった期間が直近5年未満の方

※⑦、⑧いずれかに該当すること

※転入奨励金・持家奨励金ともに建て替え住宅も対象となります。

・リフォーム奨励金…転入者が3親等以内の親族の家に同居し、2世代以上の多世代で居住するために既存の住宅の改修、増築をする方(「祖父世代と孫世代」等、世代飛ばしでも申請可)

●加算の定義

・市内業者利用…市内に事業所がある建築会社と契約し、新築工事やリフォームをすること

・南砺Uターン…義務教育終了時点で通算5年間南砺市に住んでおり、その後市外への転出を経て南砺市に再度転入した方が申請者であること

・実家近居…申請者またはその配偶者の実家と同一行政区内で新たに住宅を取得すること

・三世帯同居…祖父母、父母、孫が同じ住宅で同居すること。ただし、祖父母、父母はそれぞれ一方が同居する場合も可。孫は単身・夫婦でいずれも可。

・指定山間過疎地域…南砺市山間過疎地域振興条例第2条第1号に該当する地域で住宅を購入すること

●申請書類

対象者	書類		備考
全員	☐ 南砺市定住奨励金申請書	原本	市役所窓口、ホームページで入手可
	☐ 世帯全員の住民票の写し	原本	マイナンバー以外全て記載があるもの
	☐ 転入・転居に該当する全員の戸籍の附票の写し	原本	必要に応じ、戸籍の除附票も提出
	☐ ※戸籍謄本の写し	原本	申請者と土地の所有者が異なる場合に、所有者との続柄がわかるもの
	☐ 住宅の位置図		付近の見取図
	☐ 建築工事・売買契約書の写し		契約日、契約者、署名押印がわかるもの
	☐ 世帯全員の市町村税に滞納がないことの証明書類	原本	・1月1日現在で住所がある市町村窓口で発行(高校生以上が提出対象)
	☐ 工事代金清算証明書		精算書、領収証の写しなど工事代金の内訳がわかるもの
	☐ 誓約書	原本	
転入・持家	☐ 配置図、各階平面図		
	☐ 土地及び建物の登記事項証明書(全部事項証明書)	原本 ※	近辺の発行場所: 富山地方法務局 砺波支局(砺波市苗加 353 番地 2)
	☐ 住宅の外観写真		
	☐ 土地代金清算証明書		領収証の写しなど
リフォーム	☐ 住宅改修等の内容が分かる図面		
	☐ 建物の登記事項証明書(全部事項証明書)		富山地方法務局 砺波支局 住所: 砺波市苗加 353 番地 2
	☐ 住宅改修等の明細書		見積書など
	☐ 住宅改修等の着工前後の写真		

※登記事項証明書は法務局の発行する、発行日付や登記官名の記載されたものであること

●申請の要件

- ・世帯全員の市税の滞納が無いこと
- ・工事または売買の契約者で、住宅の登記名義人であること

●住宅の要件

転入奨励金、持家奨励金

- ・住宅の床面積が50㎡以上 かつ 登記の地目が「宅地」であるもの
- ・土地の登記名義人が申請者もしくは申請者の直系2親等以内の親族であるもの

リフォーム奨励金(上記に加え)

- ・改修等に係る費用が50万円以上のもので、別表1に定める工事
- ・転入者が市へ転入した日から起算して前後1年以内に契約した工事

●奨励金の返還(以下に該当する場合、奨励金を返還してもらうことがあります。)

- ・虚偽の申請などの不正な手段により支給を受けた場合
- ・居住以外の目的で取得した住宅において支給を受けた場合
- ・誓約書にある期間内に転出、転居もしくは住宅の売買、賃貸をした場合
- ・誓約書にある期間内に世帯員が市税を滞納した場合

●リフォームの対象工事

別表1(第3条関係)

リフォーム奨励金対象工事	条件
居住部分の増築工事	増築部分以外の屋根及び外壁は含まない。
室内の改装又は間取りの変更	
住宅の床フローリングの張替え又は畳の取替え	
給排水衛生設備、空調設備、換気設備又は電気・ガス設備工事	設置、交換する部屋の内装工事(壁、柱、床など主要構造部の改修)を伴う場合に限り対象とする。
浴室、便所、台所等水まわりの改修工事	
給湯設備の設置又は交換	給湯する居住部分の内装工事を伴う場合に限り、対象とする。
室内建具、サッシ又は玄関戸の取替え	
住宅の改修を含む下水道接続工事	
耐震補強工事	
断熱改修工事	
手すり設置、段差解消等の住宅内バリアフリー化工事	

●以下の方は交付の対象外です。

- ・賃貸している、または賃貸する予定の住宅の取得又は改修等
- ・公共事業の施行に伴う補償費の対象となる住宅の取得又は改修等
- ・災害等による保険給付金の対象となる住宅の取得又は改修等
- ・申請者及び申請者の親族に属する者が自ら施工する住宅改修等
(親族に属する者が代表となる法人事業者が施工するものも含む。)
- ・国の他の補助制度から補助を受けている方

●申請の流れ

①【申請者】

南砺市定住奨励金申請書と添付書類を南砺で暮らしません課に提出してください。



②【南砺市】

南砺市定住奨励金交付決定通知書と南砺市定住奨励金請求書を申請者に送付します。



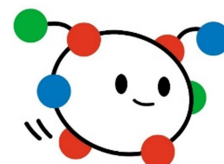
③【申請者】

南砺市定住奨励金請求書と添付書類を南砺で暮らしません課に提出してください。



④【南砺市】

指定の口座へ奨励金を振り込みます。



【問い合わせ先】

南砺市荒木 1550 番地 南砺市役所 2 階
市民協働部南砺で暮らしません課
TEL: 0763-23-2037

●加算要件がある場合の追加資料

・市内業者利用(10 万円)	特になし(「契約書」「工事代金清算証明書」等で確認)。
・南砺Uターン(20 万円)	「義務教育終了時点で通算5年間南砺市に住んでいたことが分かる」戸籍の附票。 ※通常の申請で必要な「転入・転居に該当する全員の戸籍の附票の写し」とは別に、 <u>南砺Uターン対象者(申請者)個人の南砺Uターン加算の定義に当てはまる住所履歴のわかる附票を取得ください。</u>
・実家近居(20 万円)	①実家と新築住宅の位置関係が分かる資料 (添付資料の位置図に書き込む形でも可)。 ② <u>実家に住まわれている世帯の住民票。</u> ※申請者の世帯の住民票とは別に必要。 ③申請者と実家に住まわれている方の血縁関係が分かる戸籍謄本。
・三世代同居(30 万円)	三世代の血縁関係が分かる戸籍謄本。
・指定山間過疎地域	特になし(住民票・位置図で確認)。

●その他注意事項

・「契約書の署名者」「登記事項証明書に記載される建物所有者」「本補助金の申請者」は原則として同一人物である必要があります。

※連名での契約・登記の場合、連名の内どなたが申請者になっていただいても構いません。

・「店舗兼住宅」の場合の申請について、「土地の登記地目が宅地で、図面等で居住部分と店舗部分が明確に分かれていることが確認できる」のであれば、居住部分のみを対象に補助金を交付します。

・空き家バンクに登録された中古住宅を購入された場合、「定住奨励金(中古住宅購入)」と「空き家バンク活用促進補助金(購入住宅改修)」の併用が可能です。一方、「結婚新生活支援事業補助金(賃借、引越、リフォームへの補助)」との併用はいずれの場合でも不可ですのでご注意ください。

●「指定山間過疎地域」加算の内訳

南砺市山間過疎地域振興条例に定める地域			
加算 2 倍 地域	平地域	全地区	
	上平地域	全地区	
	利賀地域	全地区	
加算 1.5 倍 地域	井口地域	大野	
	井波地域	院瀬見	
	城端地域	南山田	南原、上原
		大鋸屋	瀬戸、盛新、中尾、大谷島、大鋸屋、打尾、林道
		蓑谷	蓑谷、細野、西明、東西原
	福光地域	南蟹谷	砂子谷、人母、高窪、土山、能美、小又、湯谷、蔵原
		西太美	才川七 1 区～4 区、、広谷、 糸谷新、香城寺、野地、小院瀬見、小二又
		太美山	太美、吉見、綱掛、立野脇、樋瀬戸、 七曲、嫁兼、道場原
		東太美	土生新立野新